

定 款

日本パーカライジング株式会社

2022 年 6 月 29 日改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本パーカライジング株式会社と称し、英文では NIHON PARKERIZING CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造・販売・輸出入

- ① 金属表面処理剤
- ② 防錆材料
- ③ 工業用化学薬品
- ④ 塗料
- ⑤ 医療機器
- ⑥ 前各号に関連する各種機械器具および装置
- ⑦ 前各号に関連または附帯する製品

(2) 次の諸工事の設計・監理・請負および施工

- ① 機械器具設置工事
- ② 塗装工事
- ③ 屋根工事
- ④ ガラス工事
- ⑤ 鉄筋工事
- ⑥ 鋼構造物工事
- ⑦ 土木工事
- ⑧ 管工事
- ⑨ 電気工事
- ⑩ 防水工事
- ⑪ 内装仕上工事
- ⑫ 建築工事

(3) 次の物品の輸出入・販売・仲立

- ① 繊維原料、工業用化学製品、油脂製品
- ② 自動車用品
- ③ 金属製品
- ④ 前各号に関連または附帯する製品

(4) 次の表面処理加工

- ① 防錆加工
- ② 熱処理加工

- ③ メッキ処理加工
- ④ 塗装
- ⑤ 前各号に関連または附帯する表面処理加工
- (5) 次の環境関連事業の受託
 - ① 公害防止装置の設計・製作および施工
 - ② 産業廃棄物の処理
 - ③ 環境測定・水質分析
 - ④ 土壌の調査・分析および浄化・再生処理
- (6) 不動産の売買・貸借および管理
- (7) 倉庫業および一般貨物自動車運送業
- (8) 発電および売電事業
- (9) 前各号に関連または附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 30,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主および登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役会長がこれを招集し議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故あるときは取締役社長がこれに代わる。

3 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役

会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法および議事録)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

3 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法および議事録)

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

2 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第 132 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 132 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。